

## 更埴体育館外 5 施設の指定管理者募集要項

更埴体育館外 5 施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入され、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も「公の施設」の管理運営ができるようになりました。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

### 1 募集の概要

#### (1) 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

#### (2) 施設の概要

##### 更埴体育館外 5 施設（管理指定施設）

施設名称	所在地	開設年度			
			建築構造	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
更埴体育館 (ことぶきアリーナ千曲)	杭瀬下 2-4	H30.5	鉄筋コンクリート 2 階建 鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造)	11,000 19,036.31	3,576 6,506
勤労者体育センター	稲荷山 2086-2	S59.2	鉄筋造平屋建	2,957	1,005
更埴テニスコート	稲荷山 2131-2	S56.10	人工芝コート 4 面	2,818	
千曲市弓道場	稲荷山 2086-9	S62.12	鉄筋造平屋建	1,380	383
東部体育館	生萱 120	S61.2	鉄筋造平屋建	4,633	1,325
東部テニスコート	森 86	H5.2	人工芝コート 4 面	3,361	

#### (3) 施設の現行の開館時間等

- ・ 開館時間      午前 9 時～午後 9 時 30 分
- ・ 休館日        月曜日（休日の場合は翌日）  
                    年末年始（12月29日～1月3日）

#### (4) 施設の内容

##### 更埴体育館（ことぶきアリーナ千曲）

アリーナ（1F）：面積 1,794 m <sup>2</sup> （39m × 46m）	
観客2階固定席 1,568席	観客1階可動席 1,452席
バスケットボール 2面	バレーボール 4面
バドミントン 10面	テニス 2面
ハンドボール 1面	
柔道場（1F）：面積 448 m <sup>2</sup> （16m × 28m）	2面
剣道場（2F）：面積 480 m <sup>2</sup> （16m × 30m）	2面
軽運動室（1F）：面積 108 m <sup>2</sup> （6m × 18m）	

##### 勤労者体育センター

アリーナ	：面積 720 m <sup>2</sup> （24m × 30m）		
	バスケットボール 1面	バレーボール 2面	
	バドミントン 3面	テニス 1面	

##### 東部体育館

アリーナ	：面積 918 m <sup>2</sup> （34m × 27m）		
	バスケットボール 1面	バレーボール 2面	
	バドミントン 4面	テニス 1面	

##### 千曲市弓道場

近的競技： 10人立	（※照明施設あり）
------------	-----------

##### 更埴テニスコート

全天候型（人工芝）：4面	※（照明施設あり）
--------------	-----------

##### 東部テニスコート

全天候型（人工芝）：4面	※（照明施設あり）
--------------	-----------

## 2 施設の設置目的及び管理運営方針

### (1) 施設の設置目的

更埴体育館外5施設は、市民の健康増進の拠点として、市民に対し、より開かれた身近な施設となることが期待されています。

### (2) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、利用者が世代を超えて交流のできる、地域に根ざした施設となることを目指す。

### (3) 維持管理方針

施設や設備は、その態度と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持するとともに、次年度の運営視野に入れて、適正な

維持管理と必要に応じた保守点検を行う。

(3) 開館期間中の運営方針

- ・利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
- ・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ・施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。

(5) 法令等の遵守

下記のほか、千曲市更埴体育館外 5 施設の運営に関連する諸法令の遵守が求められます。

- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び同施行規則

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の管理及び運営に関すること。

① 職員の配置等に関すること

ア 体育館については、必要な人員を配置し、屋外体育施設についても必要な人員を確保する。

イ 職員の勤務形態は、更埴体育館外 5 施設の運営に支障がないように定めること。

ウ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

② 施設の委任業務に関すること。

ア 指定体育施設の利用許可に関する業務

イ 指定体育施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・消防用設備点検
- ・テニスコート維持管理業務

ウ 指定体育施設の設置目的を達成するために必要な事業に関する業務

エ 指定体育施設の安全対策に関する業務

オ 前各号に掲げるもののほか、指定体育施設の運営に関する業務のうち、市長または教育委員会のみ権限に属する事務を除く業務

③ 清掃業務

施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行うこと。

ア 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、備品、照明器具、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、環境整備に努める。

イ 日常清掃の範囲

事務室、トイレ、倉庫、会議室など

④ 自主事業に関すること

ア 別に定める経費により施設の自主事業を計画し、実施すること。

イ 地域住民・利用者のニーズが反映されていること。

ウ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

⑤ 設備・備品管理業務

ア 施設内備品の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう、施設内の備品管理を行うこと。

市が作成する物品管理簿の管理を行うこと。

破損、不具合の生じた時には速やかに市に報告を行うこと。

イ 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。

ウ 事務備品

施設の運営に支障をきたさないよう、事務備品の管理を行うこと。

市が作成する物品管理簿の管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した時には、速やかに市へ報告すること。

(2) その他業務

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

イ 事業報告書の作成

ウ 月報及び四半期総括書の作成

エ 関係機関との連絡調整

(3) 指定管理者が再委託できる業務の範囲について

指定管理者は、指定を受けて実施する業務の全てを第三者に再委託することはできません。ただし、一部の業務については、市との協議の上、再委託することは可能です。

## 4 管理経費

指定管理業務に係る経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払います。

(1) 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、四半期毎に支払います。

(2) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してく

ださい。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

○参考として、平成30年度の管理経費を別紙に掲載してあります。

## 5 有料施設の利用料金

(1) 有料施設の利用料金は、指定管理者の収入として取扱います。利用料金制に伴い、管理経費の支払額は、本市の決定する利用料金見込み額を差し引いた額となります。また、指定管理者となった団体等は、千曲市と利用料金額の設定に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金額を決定します。なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、事前に協議の上、市の定めた利用料金減免の基準以外の基準を設定することができるものとします。

(2) 指定管理者が実施する自主事業（教室・講座）の収入は、指定管理者の収入とします。

## 6 管理運営状況に関するモニタリング

(1) 指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。

(2) 指定管理者は、当該施設の管理運営に当たって、利用者の意見・要望等を把握して管理運営業務に反映させるため、利用者から意見聴取を行い、結果を報告します。

(3) 利用者からの意見徴収の方法については、市と指定管理者が協議して定めま

す。

(4) 指定管理者は、市が指定する報告書を提出する必要があり、運営状況が適正でないと認められる場合は、市は指定管理者に対して指導を行います。

## 7 指定管理者と千曲市の責任分担

項目	指定管理者	千曲市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 市広報関係
施設の管理運営	◎	
管理棟、倉庫等の物品管理	◎	
必要な消耗品の購入	◎	
備品の管理	◎	○
施設の法的管理（占有・行為許可）	○ 受付・書類交付事務に限る	◎
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	○
災害復旧		◎
施設の修繕、改修等	○ (協定で定める額未満のもの)	◎ (協定で定める額以上のもの)
施設賠償保険、火災保険	◎ (保険範囲は協定に規定)	
包括的管理責任		◎

## 8 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る指名停要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 最近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とする。  
なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

## 9 募集要項の配布等

### (1) 配布場所

千曲市教育委員会スポーツ振興課

〒389-0806 千曲市大字磯部 1406-1 (戸倉体育館内)

電話：026-276-1731 FAX：026-276-1739

Eメール：spo@city.chikuma.lg.jp

### (2) 配布期間

令和元年7月31日(水)から令和元年8月29日(木)まで(午前8時30分～午後5時15分)。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。

### (3) 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年8月8日(木)から8月15日(木)まで

受付方法：任意の質問書に記入のうえ、Eメールに添付あるいはFAXにて送信してください。

質問の回答：募集締切日の2週間前までに、千曲市ホームページで公表します。

## 10 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類を市長に提出してください。

(1) 指定申請書 様式第1号(千曲市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第2条関係)

(2) 更埴体育館外5施設指定管理者事業計画書 様式第2号(規則第2条関係)

(3) 更埴体育館外5施設の管理に関する業務の収支予算書 様式第3号(規則第2条関係)

なお、申請者において様式2号及び第3号の要件を満たす独自の事業計画及び収支予算書を作成して提出してもかまいません。

(4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)

(5) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録

## 11 応募者説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務等について説明会を開催します。(参加人数については、1団体につき1名までとし、参加希望団体はあらかじめ連絡してください。)

(1) 日 時 令和元年8月8日(木)13時30分から(概ね30分程度)

(2) 場 所 戸倉体育館会議室

## 12 申請書の提出先及び提出期間

提出先は、募集要項配布場所と同じです。

提出期間は、令和元年8月23日（金）から令和元年8月29日（木）必着です。

提出期間以後の変更及び追加は認めません。

## 13 指定管理者の選定等

### (1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が指定管理者の候補者を決定します。

### (2) 応募者の審査

書類審査を行うほか、必要に応じてプレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を決定します。

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表いたします。

### (4) 協定の締結

千曲市と優先交渉権者は細目について協議を行い、仮協定を締結します。また、指定議案及び予算の議決後、正式に協定を締結します。

## 14 選定の基準等

### (1) 選定基準

千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定によります。

ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

### (2) 審査項目

指定管理者制度導入に係る基本指針に定める評価基準に基づき審査を行います。

ア 住民の平等利用を確保する運営

(ア) 団体運営の透明性・公正性

(イ) 利用者への対応、接遇

イ 施設効用の最大限の発揮と管理経費の縮減

(ア) 効率的効果的な運営への取り組み

ウ 管理を安定して行う物的・人的能力



- (ア) 団体の理念・姿勢
- (イ) 受託への意欲・熱意
- (ウ) 団体の安定性・継続性
- (エ) 施設管理の安全性への配慮
- (オ) 職員体制と職員の育成

## 15 応募に際しての留意事項

### (1) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

### (2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

### (3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### (4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

### (5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

### (6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、千曲市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

### (6) 指定管理者審査に関する情報の公開

指定管理者審査過程における申請団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定された団体の選定理由及び事業企画提案の概要（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く）については、原則として市は公開の対象とします。

また、提出書類については、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開請求があった場合は、当該条例に定める非公開情報を除き公開とします。

## 16 指定管理者の取り消し等

指定管理者の優先交渉権者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実にないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、

指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。